

タイムズカープラス貸渡約款 変更のまとめ

条項	新条文	旧条文
第 6 条(会員資格の停止及び取消) 第1項第 11 号	(11)他の会員または <u>第三者</u> に著しく迷惑を掛ける行為(カーシェアリング車両の車内での喫煙、物品等の放置、カーシェアリング車両の汚損等を含むがこれらに限られない)を行ったと当社が判断したとき。	(11)他の会員に著しく迷惑を掛ける行為(カーシェアリング車両の車内での喫煙、物品等の放置、カーシェアリング車両の汚損等を含むがこれらに限られない)を行ったと当社が判断したとき。
第 6 条(会員資格の停止及び取消) 第1項第 12 号	(12) <u>安全管理上、本サービスを提供すべきでない</u> と当社が判断したとき。	※新設
第 10 条 (本サービス利用料改定に伴う処置) 第1項	1.当社は、本サービス利用料を改定する場合、改定日の 2 週間以上前に、 <u>第 40 条</u> に定める当社ホームページに掲載する等により、会員に告知するものとします。	1.当社は、本サービス利用料を改定する場合、改定日の 2 週間以上前に、 <u>第 35 条</u> に定める当社ホームページに掲載する等により、会員に告知するものとします。
第 22 条 (禁止行為) 第 9 号	(9)当社又は他の会員もしくは <u>第三者</u> に著しく迷惑を掛ける行為(カーシェアリング車両の車内での喫煙、物品等の放置、カーシェアリング車両の汚損等を含むがこれらに限られない)を行うこと。	(9)当社又は他の会員に著しく迷惑を掛ける行為(カーシェアリング車両の車内での喫煙、物品等の放置、カーシェアリング車両の汚損等を含むがこれらに限られない)を行うこと。
第 24 条(賠償責任) 第1項	1.会員は、第 17 条に基づき貸渡契約が終了したとき、 <u>または会員の責に帰すべき事由によりカーシェアリング車両の使用が不能となったときは、カーシェアリング車両を使用することができない期間中の営業補償として当社が別途定める料金を、当社に支払うこととします。なお、会員が希望する場合、貸渡契約の予約時に、上記の営業補償に関する保険に加入することができます。</u>	1.会員は、第 17 条に基づき貸渡契約が終了したときは、カーシェアリング車両修理期間中の営業補償として当社が別途定める料金を、当社に支払うこととします。なお、会員が希望する場合、貸渡契約の予約時に、上記の営業補償に関する保険に加入することができます。
第 26 条(駐車違反及び速度違反の場合の措置など) 第 5 項	5.当社が道路交通法第 51 条の 4 第 1 項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は会員の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合又は都道府県公安委員会より <u>車両の使用制限(運転禁止)を受けた場合には、</u> 当社は会員に対し、次に掲げる金額(以下「駐車違反関係費用」といいます)を請求するものとします。この場合、会員は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。 (1) 放置違反金相当額 (2) 当社が別途定める駐車違反違約金 (3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用 (4) <u>使用制限(運転禁止)による営業補償</u>	5.当社が道路交通法第 51 条の 4 第 1 項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は会員の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は会員に対し、次に掲げる金額(以下「駐車違反関係費用」といいます)を請求するものとします。この場合、会員は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。 (1) 放置違反金相当額 (2) 当社が別途定める駐車違反違約金 (3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
第 35 条 (個人情報の取扱い) 第 1 項第 1 号	(1)入会資格等の確認、本人認証、各種申込画面における会員情報の自動表示、本サービスの提供及び <u>提供の可否の確認・判断</u> 、本サービス利用料等の決済、自動車貸渡実績の管理、特典の付与その他取引遂行のため	(1)入会資格等の確認、本人認証、各種申込画面における会員情報の自動表示、本サービスの提供、本サービス利用料等の決済、自動車貸渡実績の管理、特典の付与その他取引遂行のため

<p>第 37 条(ドライブレコーダー) 第 3 号</p>	<p><u>(3) 本サービス及びカーシェアリング車両に関する事故・トラブル等の解決のために利用する場合。</u></p>	<p>※新設</p>
<p>第 40 条 (契約の細則)</p>	<p>当社は、本約款の実施に当たり、別途「ご利用の手引き」等の細則及び利用条件等を定め、当社ホームページ (https://plus.timescar.jp/) に掲載することができるものとし、会員はこの細則及び利用条件等を遵守するものとし、会員はこの細則及び利用条件等を遵守するものとし、</p>	<p>当社は、本約款の実施に当たり、別途「ご利用の手引き」等の細則及び利用条件等を定め、当社ホームページに掲載することができるものとし、会員はこの細則及び利用条件等を遵守するものとし、</p>
<p>第 41 条 (本約款の変更) 第 2 項</p>	<p>2.本約款及び細則の変更は、変更内容を第 40 条記載の当社ホームページに掲載する方法で会員に告知することにより行うものとします。</p>	<p>2.本約款及び細則の変更は、変更内容を第 35 条記載の当社ホームページに掲載する方法で会員に告知することにより行うものとします。</p>
<p>第 44 条 (通信設備、システム、ソフトウェア等の変更及び免責) 第 3 項</p>	<p><u>3.当社は、カーシェアリング車両に搭載しているカーナビについて、その精度、正確性、完全性、及び動作を保証するものではなく、カーナビによる案内、又はカーナビが使用できないことによって会員に生ずる損害について、当社は賠償責任を負わないものとします。</u></p>	<p>※新設</p>